

## 議案第96号

佐野市防災会議条例の改正について

佐野市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和2年9月4日提出

佐野市長 岡部正英

佐野市防災会議条例の一部を改正する条例

佐野市防災会議条例（平成17年佐野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「をもって充てる」を「のうちから、市長が委嘱し、又は任命する」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその者が指名する自衛官

第3条第5項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 栃木県の職員

第3条第5項第7号中「のうちから市長が任命する者」を削り、同項第8号を次のように改める。

- (8) 市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員

第3条第5項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 学識経験のある者

第3条第7項中「第5項第6号及び第8号から第10号まで」を「第5項第8号から第11号まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

佐野市防災会議に新たに委員を加え、及び所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

佐野市防災会議条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(2) <u>栃木県の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者</u></p> <p>(7) 市の職員（消防長を除く。）のうちから市長が任命する者</p> <p>(8) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第5項第6号及び第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>8 (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1) <u>市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員</u></p> <p>(2) <u>市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその者が指名する自衛官</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>栃木県の職員</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 市の職員（消防長を除く。）</p> <p>(8) <u>市の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) <u>学識経験のある者</u></p> <p>(11) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 <u>第5項第8号から第11号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>8 (略)</p>